

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
活動記録等マニュアル作成部会設置要綱

(目的)

第1条 活動記録等マニュアルの的確かつ円滑な作成を図るため、「活動記録等マニュアル作成部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 この部会の構成は次のとおりとする。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 委員(部会長、副部会長を含む) 6名

2 委員は、本会の理事、監事並びに評議員の中から会長が委嘱する。

3 部会長は、会長が指名する。部会長は、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長が指名する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 部会は、活動記録、福祉票、状況報告の記載等マニュアルの企画及び製作に関する業務全般を担当する。

(部会の運営)

第5条 部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長となる。

2 部会は、必要に応じ委員以外の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第6条 部会の運営に要する経費は、原則として本会で負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、公益財団法人への移行認定に伴い平成25年4月1日から施行する。